

定款の施行に関する規則

平 元 . 9 . 14 制 定

平 4 . 7 . 20 一 部 改 正

平 6 . 7 . 5 一 部 改 正

平 8 . 1 . 19 一 部 改 正

平 12 . 11 . 30 一 部 改 正

平 17 . 6 . 27 一 部 改 正

平 19 . 8 . 28 一 部 改 正

平 24 . 3 . 14 一 部 改 正

平 24 . 11 . 22 一 部 改 正

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 6 条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(入会手続)

第 2 条 定款第 9 条第 1 項に規定する入会申込手続は、所定の入会申込書に本協会が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 本協会は、定款第 9 条第 1 項の規定により入会を承認したときは、その旨を入会申請者及び各会員に通知する。

(業務状況の報告)

第 3 条 会員は、その行う金融先物取引業（定款第 2 条の 2 第 5 号に規定する金融先物取引業をいう。）の業務の状況について、本協会に対し定期に所定の様式により報告するものとする。

(その他の報告事項)

第 4 条 会員は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその内容を本協会に報告するものとする。

(1) 金融商品取引所（これに相当する外国の取引所を含む。以下同じ。）又は商品取引所（これに相当する外国の取引所を含む。以下同じ。）へ加入し、又は脱退したとき

(2) 金融商品取引法（以下「法」という。）第 29 条の 4 各号のいずれかに該当することとなったとき

(3) 法第 39 条第 5 項に規定する事故の確認申請書を提出したとき又はその確認を受けたとき

(4) 業務の種別の変更をしたとき

(5) 商号又は名称を変更したとき

(6) 法第 46 条の 3 第 1 項、第 47 条の 2 又は第 48 条の 2 第 1 項に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成したとき

(7) 法第 46 条の 3 第 2 項又は第 48 条の 2 第 2 項に規定する業務又は財務の状況に関する報告書を作成したとき

(8) 法第 46 条の 3 第 3 項又は第 48 条の 2 第 3 項の規定により事業報告書の公告を命ぜられたとき

- (9) 法第46条の6第1項に規定する届出をしたとき
- (10) 法第50条各号のいずれかに該当することとなったとき
- (11) 法第50条の2第1項各号のいずれかに該当することとなったとき
- (12) 法の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えを受けたとき
- (13) 法第51条、第51条の2、第52条、第52条の2、第53条又は第54条の規定により業務の改善命令若しくは業務の停止命令を受け、又は登録を取り消されたとき
- (14) 金融商品取引業（デリバティブ取引に係るものに限る。）又は商品市場における取引（外国市場で行われるこれと類似の取引を含む。）に関し、法令（外国の法令を含む。）により処分若しくは処罰を受け、又は金融商品取引所若しくは本協会に相当する外国の団体若しくは他の金融商品取引業協会（これに相当する外国の団体を含む。）若しくは商品取引所若しくは商品先物取引協会（これに相当する外国の団体を含む。）の処分を受けたとき
- (15) 使用しているシステム、機器等に障害が発生したことを認識したとき
- (16) 顧客の個人情報漏えいしたことを認識したとき
- (17) その他本協会が必要と認めたとき

（退会手続等）

第5条 定款第17条の2に規定する退会申込手続は、所定の退会申込書に本協会が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 本協会は、定款第17条の2の規定により退会を承認したときは、その旨を当該会員及び各会員に通知する。

3 前項の規定は、会員が退会以外の事由で会員たる資格を喪失した場合について準用する。
（会員等名簿の記載事項）

第6条 定款第20条に規定する会員等名簿には、会員の商号又は名称、本店又は国内における主たる営業所（事務所）の所在地、会員代表者の氏名、会員番号その他本協会が必要と認める事項を記載するものとする。

（特別参加者）

第7条 特別参加者は、法第29条又は第33条の2の規定による登録を受けたときは、所定の資格変更申込書を本協会に提出し、定款第9条第1項の規定による理事会の承認を受けて会員となる。

2 前項の規定により特別参加者が会員となった場合の会員としての入会金及び入会初年度の会費は、特別参加者としての入会金及び既に納付した当該年度の会費を控除したところによる。

3 第2条から前条まで（第4条第3号及び第5号から第12号までを除く。）の規定は、特別参加者について準用する。

附 則

この規定は、平成元年9月14日から施行する。

附 則（平4.7.20一部改正）

この改正は、平成4年7月20日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条中第1号を改正し、第3号を第7号とし、第4号を改正し第8号とし、第5号を第13号とし、第3号から第6号及び第9号から第12号を新設。
- (2) 第7条第3項を改正。

附 則 (平6.7.5一部改正)

この改正は、平成6年7月15日から施行する。

(注) 改正条項は、第4条中第13号を第14号とし、第12号の次に第13号を新設。

附 則 (平8.1.19一部改正)

この改正は、平成8年1月19日から施行する。

(注) 改正条項は、第4条中第1号及び第12号に商品取引所等を追加。

附 則 (平12.11.30一部改正)

この改正は、平成12年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、第4条第3号及び第12号。

附 則 (平17.6.27一部改正)

この改正は、平成17年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条を変更。
- (2) 第4条中第4号を削り、第5号を改正のうえ第4号とし、第6号を第5号とし、第7号から第9号を改正のうえ1号ずつ繰り上げ、第9号及び第10号を新設し、第10号を第11号とし、第11号から第13号を改正のうえ1号ずつ繰り上げ、第14号を第15号とする。
- (3) 第7条第1項及び第3項を改正。

附 則 (平19.8.28一部改正)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第3条を改正。
- (2) 第4条中第1号から第4号及び第6号を改正し、第7号を新設し、第7号を改正のうえ第8号とし、第8号を改正のうえ第9号とし、第9号を改正のうえ第10号とし、第10号を改正のうえ第11号とし、第11号を第12号とし、第12号を改正

のうえ第 13 号とし、第 13 号を改正のうえ第 14 号とし、第 14 号を改正のうえ第 15 号とし、第 16 号を新設し、第 15 号を第 17 号とする。

(3) 第 7 条第 1 項及び第 3 項を改正。

附 則 (平 24. 3. 14 一部改正)

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

(注) 改正条項は、第 5 条第 1 項及び第 2 項。

附 則 (平 24. 11. 22 一部改正)

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、第 3 条。